

## 中世後期於加賀國白山山麓村的物語

永井隆之\*

### 中文摘要

靈峰白山橫跨了加賀・越前・美濃三國。自泰澄開山以來，以神佛鎮山之名逐漸集結了人們的尊崇。為了與山頂（禪頂）上的神佛結緣，白山山麓中的馬場為人們的必到之處。在這三國中各自於一個地方設置馬場，馬場裡設有許多寺社，皆為白山信仰的道場，而寺社也形成到禪頂的參拜道路（禪定道路）上的據點。然而每個馬場各自凸顯與泰澄的關連性以示各自禪定道的正統性，並且各馬場提出主張為了向泰澄爭取禪頂社殿營造權。此外營造權還包含了能徵收香油錢的權利。

原本營造社殿的權利在於馬場裡最上位的寺院裡且地位最高的僧侶身上，而執行營造的是由靠近禪頂登山口的村莊裡的村民負責。這個事實最初是從加賀馬場的白山本宮與膝下莊園山內莊的地頭結城氏，為了爭奪社殿營造權而展開的白山論爭，從中證實了他們的存在，稱為天文論爭；過程中會出現從屬本宮一方的尾添村，及結城氏一方的牛首・風嵐村。本文在探討先行研究成果的同時，亦會將焦點放在關於論爭的研究史料『泰澄記』上。雖然這部『泰澄記』主要記載馬場中的寺社與泰澄間的因緣關係，但由於這部史料是由村民所完成的關係，在某種意義上來說內容裡也會出現村莊的物語。

關鍵字：白山 村 由緒 日本中世 加賀 相論

---

\* 國立政治大學日本語文學系助理教授

## Tales of the village of Mt. Hakusan, Kaga Province in the late middle ages

Nagai Ryuji\*

### Abstract

Mt. Hakusan crosses three countries--Kaga, Echizen, and Mino. In order to become attached to the gods and buddhas, the base camp in the foothills of Mt. Hakusan is the place where everyone visits. These three countries set up their own shrines in their countries, which had then become some strongholds along the way to the top of the mountain. They fought for the rights to build the temple on the top of the mountain. The right also included of "incense tax". The work of building the temples belonged to the monk in the temple which ranked the first in the ranch; and the villagers lived near the entrance of the mountain were in charge of building them. The existence is being proven by the 'Hakusan Controversy'. The village called Ozou in the Hakusan main shrine and the village called Kazarashi and Ushikubi of the Yuki clan would be mentioned. In this article, we would put the focus on "The Story of TaiChou". It recorded the relations between the temples in the ranches. Importantly, The context would show the tales of the village.

Keyword: Hakusan, Kaga, mura (village), yuisho (tales), Nihon chusei (the Middle ages of Japan), soron (controversy)

---

\* Assistant Professor, National Chengchi University Department of Japanese

## 中世後期加賀国白山麓の村の由緒

永井 隆之\*

### 要旨

加賀・越前・美濃の三カ国に跨る霊峰・白山。泰澄の開山以来、神・仏の鎮座する山として人々の尊敬を集めてきた。山頂（禅頂）の神・仏に結縁するために多くの人々が白山麓のベースキャンプ(馬場)を訪れた。三カ国に一箇所ずつ設けられた馬場には、白山信仰の道場である寺社が多く建てられ、禅頂に至る参拝道（禅定道）の拠点として機能した。

それぞれの国の馬場は禅定道の正統性を示すために、泰澄所縁の禅頂社殿造営権を主張し、他の馬場と争った。この造営権には参銭（参拝銭）を徴収する権限が附属していた。

社殿造営権を有するのは、馬場の筆頭寺社の長吏であったが、実務に当たったのは、登山口付近の村々であった。この村々の存在が確認できる初見は、加賀馬場の白山本宮とその膝下荘園の地頭結城氏とが社殿造営権を争った天文相論である。本宮側には尾添村、結城氏側には牛首・風嵐村が登場する。本稿では、先学の研究成果に学びながら、相論史料中に現れる「泰澄記」に注目したい。この「泰澄記」は馬場の寺社と泰澄との由縁を記したものであるが、これには村が提出したものも含まれ、ある意味で村の由緒をも表すものであったと考えられる。

キーワード： 白山 加賀 村 由緒 日本中世 相論

---

\* 国立政治大学日本語文学科助理教授

## 中世後期加賀国白山麓の村の由緒

永井 隆之

### 1 はじめに

加賀・越前・美濃の三カ国に跨る白山（御前峰・大汝峰・別山の三山の総称）は、泰澄和尚の開山以来、神・仏の鎮座する山として人々の尊敬を集めてきた。山頂（禅頂）の神・仏に結縁するために多くの人々が白山麓のベースキャンプたる馬場を訪れた。三カ国に一箇所ずつ設けられた馬場には、白山信仰の道場である寺社が建てられ、禅頂に至る参拝道（禅定道）の拠点として機能した。それぞれの国の馬場は禅定道の正統性を示すために、泰澄由縁の禅頂社殿造営権を主張し、他の馬場と争った。この造営権は柚取権ともいい、神域の木を切り出せる他、参拝者の落とす参銭（参拝銭）を徴収する権限が附属していた。

社殿造営権を有するのは、馬場の筆頭寺社の長吏であったが、実務に当たったのは、禅頂登山口付近の村々であった。彼らの存在が確認できる初見は、加賀馬場の白山本宮（現白山比咩神社。「白山七社惣長吏」として加賀禅定道を支配）とその膝下荘園山内荘の地頭結城氏（幕府奉公衆。本拠は本宮に南接する福岡）とが社殿造営権を争った天文白山相論である。本宮側としては尾添村（白山市尾口地区）、結城氏側としては牛首・風嵐村（白山市白峰地区）が登場する（これらの村々など地名に関しては文末付図を参照のこと）。その後、これらの村々は近世に入っても度々争うことになる。

天文相論については、その後の近世の相論過程も含め、これまで詳細な検討がなされ、その全容がほぼ復元されている

感がある。<sup>1</sup>そこで、本稿では、先学の研究成果に学びながら、相論史料中に現れる「泰澄記」に注目したい。この「泰澄記」は白山に神霊を感得した泰澄の伝記と彼にかかわる寺社の縁起からなり、それぞれの村の属する禅定道と禅頂社殿造営の正当性を示すものである。これには村が提出したものも含まれており、ある意味で村の由緒をも表すものであったと考えられる。

そこで本稿では、この「泰澄記」の具体相を明らかにすることで、中世後期の村の由緒の一端を示したい。具体的には、次の二つの作業を行う。第一は、尾添村や牛首・風嵐村が禅定道といかなるかかわりを有していたかを明らかにすること、そして、第二は、第一の作業をふまえて、尾添村と牛首・風嵐村の禅定道を正当化する主張を、現在のこされた白山縁起や泰澄伝から見出すことである。

本稿で扱う事例は、村が相論の主体となると同時に村の権利の歴史たる由緒が形成されるという点で、畿内近国の近江などの惣村の由緒と比較しうる貴重な例である。またそれだけでなく、寺社の布教に使用された縁起がどのように村の由緒に取り込まれたかについて、その後の変化の過程も含めて検討できるという点でも、稀有な価値を有するものと思われる。

---

<sup>1</sup> 日置譲『白山比咩神社文献集』（1935年）村史編集委員会編『白峰村史』下巻（1959年）、同上巻（1961年）、鳥越村史編纂委員会編『石川県鳥越村史』（1972年）、尾口村史編纂専門委員会編『石川県尾口村史』3巻（1981年）、同1巻（1987年）、下出積與編『白山史料集』上巻（1981年）、石川県立白山ろく民族資料館編『白山の歴史と文化』（1992年）、鶴来町史編纂室編『鶴来町史』歴史篇原始・古代・中世（1989年）、同歴史篇近世・近代（1997年）、吉野谷村教育委員会編『祇陀寺の歴史』（1994年）、吉野谷村史編纂専門委員会編『吉野谷村史』史料編・前近代（2000年）、同通史編（2003年）、白山本宮神社史編纂委員会編『図説白山信仰』（2003年）、加能史料編纂委員会編『加能史料』戦国Ⅰ（1998年）、同戦国Ⅲ（2003年）など。

## 2 尾添村および牛首・風嵐村の禪定道の性格

### 2.1 天文の白山相論

天文相論とは、同十年（1541）に倒壊した白山禪頂社殿の造営をめぐる相論のことである。山内の登山口の尾添村と牛首・風嵐村とが対立し、前者が本宮長吏澄辰、後者が加賀国山内荘地頭で幕府奉公衆の結城宗俊を頼り、対立を深める。

ここで地頭の結城氏が登場するのは、天文相論の五十年ほど前の延徳三年（1491）、結城氏と本宮が白山長吏職をめぐり合戦に及んだことが因縁となっている。本宮荘巖講年預が弘治二年（1556）までに編纂したとされる『白山宮荘巖講中記録』によると、<sup>2</sup>この時の合戦は、本宮の堂舎を焼くほどの激しいものであったが、結城氏の兄弟が打たれるなど、結局本宮側の勝利に終わったという。ただ、合戦の前後十一年間は白山禪頂で行われる夏安居も退転する状況にあったことが知られ、この合戦が白山麓の村々まで巻き込むものであったことが窺える。おそらく、尾添村と牛首・風嵐村の対立はこの時から既に見られたであろう。

かかる因縁があったゆえに、天文相論は白山麓内だけでは容易に解決せず、加賀国を実質的に支配した浄土真宗の本願寺派の本山・大坂石山本願寺や京の朝廷さらには室町幕府法廷まで持ち越されていく。天文十年十二月、尾添村が本願寺宗主証如から利運を、さらに天文十三年六月、本宮長吏や山科家を通じて朝廷から綸旨を獲得することに成功する。だが、結城氏と牛首・風嵐村がその結果に承服しなかったので、尾添村は山科家などから指示を仰ぎながら証文を集め、本宮長

---

<sup>2</sup> 浅香年木・黒田俊雄「古代・中世文献史料」（『石川県尾口村史』3巻、前掲）、『白山史料集』（前掲）、『加能史料』戦国I（前掲）、木越祐馨「山内惣荘の門徒衆」（『吉野谷村史』史料編・前近代、前掲）を参照。

吏が訴人となって、結城氏を相手取り、幕府法廷に訴えることとなる。

天文十四年六月には幕府奉行人の意見状(裁断を下す將軍に提出されるもの)が出される。次にこれを引用しよう。

〈史料 1〉

白山惣長吏澄辰法印与結城七郎四郎宗俊相論加州白山禪頂社造立杣取事

両方申詞雖事多、澄辰出帶之証文、或泰澄記、杣木取寸法注文、或従往古長吏進止之旨四郡一行、同結城知行分山内惣庄三組連判、尾添村杣取之段右同前、至宗俊者、貞觀二年之泰澄記並平泉寺連署寺家記録案文、宗俊養父宗弘折紙等出帶之、但文章不令分別、然風嵐杣取之義、雖載貞觀之泰澄記、彼年号及数百年之処、墨筆料紙古新之趣非疑殆一之上、結城白山造立杣取之事、進止之証跡無所見、況牛首風嵐哉、将亦対御下知、中間狼藉之間、違背之咎雖申出、三答之訴論内一方不存知之条、不及是非、惣別神社仏閣造立造営願人在之時、不令知神主寺僧、直修造如何、所詮為惣長吏上者、守先規相談諸願人可遂其節之旨、対澄辰可有御成敗乎、宜為上意矣、(以下略。天文十四年六月廿四日の日付、飯尾左衛門尉盛就他十人の奉行人の連署の記載が続く)<sup>3</sup>

この意見状によれば、本宮の長吏澄辰側は「泰澄記」や木を伐る際の寸法注文、禪頂社殿造営権を代々の長吏に認める

<sup>3</sup> 尾口村密谷家所蔵、「伺事記録」(尊経閣文庫所蔵)所収。浅香・黒田「古代中世文献史料」(前掲)、『白山史料集』上巻(前掲)、桑山浩然『室町幕府引付史料集成』上巻(近藤出版社、1986年)、室山「河内荘と地頭結城氏」(『吉野谷村史』史料編・前近代、前掲)を参照。

加賀四郡の書状、結城氏の知行分に社殿造営権を認めず、尾添村に杣取を認める山内惣庄三組の連判状を提出した。ここに現れる加賀四郡や山内惣庄三組とは、主に本願寺派門徒によって構成されていた一向一揆による加賀国支配のための自治組織である。<sup>4</sup>これら組織から権利の証明を得ている点で、加賀国の一向一揆が本宮や尾添村を支持していたことがわかる。それは本願寺法廷での判決を踏まえてのことであろう。

一方、結城宗俊側は「貞観二年の泰澄記」と、結城氏に禅頂社殿造営権を認める平泉寺の寺家記録や宗俊養父宗弘の折紙を提出した。ここに現れる平泉寺は越前国側の禅定道を統括する寺であり、社殿造営権をめぐる争いで本宮と争ったことで知られる。この時、平泉寺は加賀の一向一揆と対立する越前守護朝倉氏の支配下にあった。<sup>5</sup>このことから、この相論は単なる社殿造営権をめぐる争いに留まらず、両国の代理戦争の様相も呈していたと思われる。

幕府法廷では、「泰澄記」に風嵐村が「白山造立杣取」を認めるとの一節が載せられていたことから、この縁起の真偽が問題となったが、奉行人たちは、この縁起を年号の古さに比して墨筆の新しいことから、これを結城氏側が裁判を有利に進めるために作成した謀書と断じた。一方、結城氏側は、裁判期間中に尾添村が牛首・風嵐村に実力行使を行ったこと(中間狼藉)を訴えたが、奉行人はこれを採用しなかった。この結果、本宮側が勝利することとなり、以後は本宮長吏に承諾を

---

<sup>4</sup> 郡や組に関しては、神田千里『一向一揆と真宗信仰』(吉川弘文館、1991年)、同『一向一揆と戦国社会』(吉川弘文館、1998年)を参照。組に関しては、井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘文館、1971年)、藤木久志『戦国史をみる目』(校倉書房、1995年)を参照。

<sup>5</sup> 『大乘院寺社雑事記』(内閣文庫蔵)によると、文明十三年九月に平泉寺が朝倉方となったことが知られる。「(前略)、越前国事、朝倉方打勝、甲斐方並屋形方者一人も無之、今月十五日悉以開國中、没落干加賀国了、豊原・平泉寺心替而成朝倉方了、(後略)」。竹内理三編『大乘院寺社雑事記』(臨川書店、1980年)を参照。



得てから社殿造営を始めなければならないとの意見が出された。

だが、その後、この判決を不服とした結城氏が越訴を求めたため、再び審理が図られ、天文十四年七月に次の奉行人意見状が作成されることになる。

〈史料2〉

重被尋下、結城七郎四郎宗俊与白山長吏澄辰相論白山  
山禪頂造替事

如宗俊言上者、為織田弾正忠願人、尾添村輩令杣取、及作事之旨、牛首風嵐両村注進之折紙有出帶之、但尾添村中間違背之証跡不取進之、只從論人之両村、敵村之儀忒書載条、争可被賞哉、縦又違背之篇雖令現形、既貞觀二年泰澄記年号及七百年之处、墨筆料紙古新之趣、疑書之段炳焉之上者、不可遁牛首風嵐輩其咎、惣別或違背或於中間狼藉者、以越訴之年紀被經御沙汰儀定例也、至謀書之科者、侍凡下条之本法在之間、宗俊訴訟不可能御許容、所詮先度如意見状、対惣長吏守先例遂造営其節、可抽御祈祷精誠之旨、可被成奉書乎、宜為上意矣、(以下略。天文十四年七月十九日の日付、飯尾左衛門尉頼隆他十人の奉行人の連署、追筆の記載が続く)<sup>6</sup>

この意見状によれば、結城氏側が尾添村の中間狼藉を、尾張国の有力者・織田弾正忠信秀の発願による社殿造営であるとする新たな情報をもたらしている。だが、奉行人はこれを

<sup>6</sup> 尾口村密谷家所蔵、「伺事記録」(尊経閣文庫所蔵)所収。浅香・黒田「古代中世文献史料」(前掲)、『白山史料集』上巻(前掲)、桑山『室町幕府引付史料集成』上巻(前掲)、室山「河内荘と地頭結城氏」(前掲)を参照。

認めず、先の審理で問題となった結城氏側の謀書の科を改めて断罪し、結城氏側の越訴請求を退ける決定を下す。

これによって、結城氏側の敗訴は決定的となり、山内では、結城氏が尾添村と山内衆吉岡氏に柚取を妨害しない旨を誓う起請文を提出することとなる。以下はその内容である。

〈史料3〉

白山社頭柚取之事、牛頸・風嵐両村者難去頼申ニ付而、宗俊上意へ申上候儀、対尾添村失面目候、然者宗俊至子孫迄、此柚取之儀於申妨二者、忝日本国中大小神祇、悉以可罷蒙御罰候、仍執達如件、

地頭結城七郎四郎

天文十四年九月廿日

宗俊

吉岡七郎左衛門尉殿

尾添村中へ<sup>7</sup>

ここに現れる吉岡氏は結城氏の本拠があった福岡に南接する地名を苗字とする者で、おそらく、尾添村と密接な関係を築き、結城氏と対抗する勢力を有していたのだろう。敗訴の側の起請文提出は、加賀国を支配する四郡の一向一揆と山内衆の圧力によって執行されたと考えられる。これによって結城氏は没落し、相論は一応収束するに至る。

だが、尾添村と牛首・風嵐村の対立はその後も見られ、江戸期に入ってからそれぞれ本宮と平泉寺を担ぎ、藩や幕府を巻き込んで展開していくことになる。<sup>8</sup>

## 2.2 村々と禪定道とのかかわり

---

<sup>7</sup> 尾口村密谷家所蔵。浅香・黒田「古代中世文献史料」(前掲)、『白山史料集』上巻(前掲)。

<sup>8</sup> 下出積與『白山の歴史』(北國新聞社、1999年)。

ここでは先に紹介した史料と付図を参考にしながら、村々と禪定道とのかかわりを明らかにしたい。

まず、尾添村は、本宮を始点に手取川から尾添川に沿って白山に至る、旧来の加賀禪定道の登山口に位置していた。このことから、尾添村とは、加賀禪定道の登山口から登拝する参拝者から参銭を徴収する権益を有していた村であったことがわかる。この権益を維持するために、長吏として加賀禪定道を支配する本宮と結び、社殿修理料として参銭徴収を正当化できる禪頂の社殿造営を行う必要があったと考える。なお、〈史料1〉には、「山内惣庄三組」が白山本宮側に支証を提出し、同側を支持していることが窺えるが、おそらくこの三組は、旧来の加賀禪定道沿いに展開し、その権益に関わる村々の連合体であったと考える。尾添村もこの三組に含まれるか、これと密接なかかわりを有する村であったであろう。

次に、牛首・風嵐村は、平泉寺を始点に勝山から谷峠を越え、牛首川に沿って白山に至る越前禪定道の登山口に位置していた。この禪定道はこれまでの研究で、小原峠から白山に至る旧来の越前禪定道とは異なる新たな禪定道と位置づけられている。<sup>9</sup>ただし、結城氏が〈史料1〉の意見状にて「結城白山造立柚取」、つまり禪頂社殿造営権を主張し、「加州白山禪頂社造立柚取」をめぐり本宮と対決していることから、牛首・風嵐村は新越前禪定道だけでなく、加賀の新しい禪定道の登山口としても位置づけられていたと考えられる。この禪定道は、本宮やその南の結城氏本拠福岡から牛首・風嵐村を経て白山に至るルート、つまり手取川から牛首川沿いに白山に至る禪定道であろう。かかる加賀のルートと先の越前のルートの結びついた禪定道は、加賀国内や越前国内で完結していたこれまでの禪定道とは性格が異なるものであり、正確に

<sup>9</sup> 下出「白山相論」(前掲)。

は新加賀越前禪定道と位置づけるべきであろう。

なお、この禪定道は古くからの越前加賀両国を結ぶ山間の主要道でもあった。天文年間には、牛首に往来者の荷を留める、関の如き場が設けられていたことが知られ、<sup>10</sup>この道が人・物の頻繁な往来に支えられた街道であったことが窺える。この街道が禪定道化した背景には、中世後期において霊場が修行者の練行する場から民衆の参詣する場へと変貌する社会状況、<sup>11</sup>さらに応仁・文明の乱の東西陣営の対立や越前守護朝倉氏と加賀一向一揆との対立によって北国街道が度々封鎖され、両国を結ぶ山間ルートの利用頻度が高まったことを考慮に入れる必要があるだろう。<sup>12</sup>すなわち、この禪定道は、内乱という政治的な条件によって、物・人の往来頻度の高まった山間ルートが、修験以外の人々の参拝道としてそのまま利用されることになって成立した道と考えられる。この成立の上限は康正三年(1457)の白山相論<sup>13</sup>以前に遡ることはないだろう。康正三年の相論では越前と加賀の白山系寺社の争いであり、加賀国内の対立を見ないことからそのことが窺える。

牛首・風嵐村とは、このような新加賀越前禪定道の登山口から登拝する参拝者から参銭を徴収する權益を有していた村であったと考えられる。この權益を維持するために、天文相論では、牛首・風嵐村は越前側では越前禪定道を統括する平

---

<sup>10</sup> 本願寺証如の日記『天文日記』天文五年十月十八日条、「從伊勢国長野宮内大輔、(中略)、又越後とやらん、信濃とやらんへ、たか鳥の、とり遣候間、越前山中をとほり、加州山内牛くひへ出候路へとほり候処ニ、彼在所へ相押候ヲ、色々申て通候処、又一里計出候へは、又在所候て、押而通間敷由申候間、不事叶候て罷帰候、雜物なども少取たるよし候、(後略)」の一節。浅香・黒田「古代中世文献史料」(前掲)、北西弘編『真宗史料集成』3巻(同朋舎出版、1979年)。

<sup>11</sup> 新城常三『寺社参詣の社会経済史的研究』(塙書房、1964年)。

<sup>12</sup> 戦国期の山内の通路の重要性については、木越「一向一揆と山内」(『吉野谷村史』通史編、前掲)を参照。

<sup>13</sup> 浅香「古代・中世」(尾口村史編纂専門委員会編『石川県尾口村史』3巻、前掲)。

泉寺と結び、加賀側では長吏職を主張する山内荘地頭結城氏と結び、社殿修理料として参銭徴収を正当化できる禅頂社殿造営を行う必要があったと考える。なお、この牛首・風嵐村にも自己の属する組(あるいは組々)があったと思われる。この組は尾添村や山内惣庄三組に対抗する組(あるいは組々)とであろう。おそらく、新加賀越前禅定道沿いに展開し、その権益にかかわる村々の連合体であったと考える。

### 3 天文白山相論の「泰澄記」について

天文相論の際に提出された「泰澄記」は、「泰澄」の名を冠するように、白山に神霊を感得した泰澄の伝記と彼によって開かれた寺社の縁起によって構成された書物である。白山に接する加賀・越前・美濃三国の寺社は、この縁起の内容を共有しつつ、自国の禅定道の興隆を図るために、これらを有利に解釈し類似の縁起を創出したといわれる。その方法は、泰澄の修行地、泰澄の霊験感得の地(すなわち白山登拝の場)、修業道場や寺社の所在地を、自国の禅定道に属するように縁起を記すことであった。<sup>14</sup>おそらく天文相論の時の際に提出された「泰澄記」も、それぞれの村の属する禅定道を正当化する内容を有していたと考える。

#### 3.1 牛首・風嵐村側の「泰澄記」

天文相論時の結城氏が提出した「泰澄記」については、〈史料1〉によると「貞観二年(860)」執筆の奥付があるとされる。また、「風嵐杣取之義、雖載貞観之泰澄記、彼年号及数百年之处、墨筆料紙古新之趣非疑殆一之上、結城白山造立杣取之事、進止之証跡無所見、況牛首風嵐哉」とあり、奉行人が「泰澄記」を墨や紙の新しいことから偽書であると断じたこと、さ

<sup>14</sup> 小林一麿「白山縁起と泰澄伝」(『行動と文化』5号、1984年)、由谷裕哉『白山・石動修験の宗教民俗学的研究』(岩田書院、1994年)。

らにこの縁起に「風嵐杣取之義」、つまり風嵐村に関わる禪頂社殿造営を正当化する由緒が載せられていたことが窺える。また天文十四年七月の意見状〈史料2〉にて、幕府がこの結城方「泰澄記」の謀書の罪を「牛首・風嵐輩」の「咎」としていることから、この「泰澄記」が牛首・風嵐村の提出した縁起であり、両村開闢の由緒も含まれていたことが窺える。では、「貞観二年の泰澄記」とは、どのような内容を有するものであったのか。これまでの研究では、牛首・風嵐村側の「泰澄記」を白山市白峰地区（牛首）林西寺所蔵本「白山大権現縁起」<sup>15</sup>に比定する見解がある。<sup>16</sup>

確かに、「貞観二年の泰澄記」に類する縁起としては、「貞観二年」に注目するならば、「貞観二年六月八日」の奥付を有する「白山大権現縁起」が相応しいと思われる。だが、これに満足せず、もう少し検討をすすめてみよう。

この「白山大権現縁起」には、林西寺本の他に、元禄十二年（1699）、本宮長吏澄恵による写本としてのこる加越能文庫所蔵『白山諸雑事記』所収本<sup>17</sup>や、尾添村の所蔵本を写したという、森田文庫所蔵『白山争論記』所収「白山之縁起」<sup>18</sup>がある。ただし後者については「白山大権現縁起」の一部のみの記載である。

これら「白山大権現縁起」は三つの節から構成される。一つは a「白山之縁起」といい、神亀元年（725）六月十八日に泰澄が白山大権現の神勅について記したというものである。残る二つが b「白山二十一社」と c「神融（泰澄）大師誕生并遷化之記」といい、両者とも泰澄から「白山之縁起」を託された「宝台坊」と「右京進安本」が、「貞観二年六月八日」に

<sup>15</sup> 浅香・黒田「古代中世文献史料」（前掲）。

<sup>16</sup> 小林「白山縁起と泰澄伝」（前掲）。

<sup>17</sup> 下出『白山史料集』上巻（前掲）。

<sup>18</sup> 下出『白山史料集』上巻（前掲）。

記したものとされる。なお、これら人物の内、「宝代坊」とは、永正五年（1508）慶勝筆「白山禅頂私記」（後述）にて、加賀中宮の一坊の名であったとされる。

それぞれの特徴としては、aについては、加賀国医王山（白山北方の山）を泰澄の神靈感得の場とし、白山妙理大権現を加賀国の神仏とし、bについては、「白山二十一社」に、「中七社」「下七社」に加賀国側の白山麓（旧来の加賀馬場の禅定道）の寺社が当てられているということがあげられる。この内、「中七社」には「加宝宮」（尾添村）・「中宮」（尾添村近隣の中宮村）などが、「下七社」には「下白山」（本宮）、「岩根」・「三宮」（本宮近接地）が数えられている（c「神融大師誕生并遷化之記」については略する）。

これらのことから、「白山大権現縁起」が加賀禅定道を正当化する内容であったことが窺える。このことはすでに指摘のある通りである。<sup>19</sup>

だが、この縁起には、幕府法廷で問題となった「風嵐杣取之義」に相当する内容が含まれていない。よって、牛首・風嵐村側の「泰澄記」とは「白山大権現縁起」そのものではなく、それを基礎としつつも、「風嵐杣取之義」を新たに書き加えたものであると考えられる。

それでは、「風嵐杣取之義」の内容とはどのようなものであったか。そのことを示す手がかりが白山市白峰地区（風嵐）の浄光寺所蔵「白山禅定本地垂跡之由来」にある。<sup>20</sup>

この縁起は、永正五年慶勝筆・白山比咩神社所蔵「白山禅頂私記」（内題「白山禅頂御本地垂迹由来私伝」）<sup>21</sup>の系統本である。この「白山禅頂私記」とは、泰澄伝や寺社の神仏の由

<sup>19</sup> 小林「白山縁起と泰澄伝」（前掲）。

<sup>20</sup> 下出積與・若林喜三郎「古文書選集」（白峰村史編集委員会編『白峰村史』下巻、前掲）。

<sup>21</sup> 浅香・黒田「古代中世文献史料」（前掲）。

緒などから、白山登拝の功德を参拝者に説く唱導の性格を有する縁起であったと考えられ、泰澄が「船岡」・「安久湊ヶ淵」(本宮故地)で白山の神霊を感得したとあること、本宮や金剣宮など加賀馬場の寺社の興隆を説くことから、加賀禪定道を正当化する縁起であるとの位置づけがある。<sup>22</sup>ただし、浄光寺所蔵本には白山比咩神社所蔵本には見られない加筆・修正箇所が見られる。それは、次に示すように、風嵐村が泰澄誓願の岩根社の社地とする記載があるという点である。

〈史料4〉

(養老)二年、(泰澄)御歳三十七於テ岩窟ニ上足臥利(臥行者)・浄足(浄定行者)三人諸共ニ自是河下ニ降り、室ヲ建テ社人氏子等ヲ授ント道ヲ踏分下リ玉フ道筋ニテ、八十有余之老翁ニ行合類ヲ見玉フ故、此ノ所類見坂ト名ケ玉フ、自是四人ニ成、谷川ヲ渡リ、(中略)、此ノ平地社人所ヲ彼ノ授老翁ニ給ヒ、名ヲ佐々木源吾ト呼玉フ、岩根宮ヲ建立シ、西ヲ真向ニ西宮、夷三之宮ヲ建テ、此所ヲ何ト名ント曰フ、臥利ノ云ク、此所者風モ嵐モハケシシト依テ風嵐ト名玉フ、以テ加州越前ヲ、氏子ト名ケ玉ヒ、氏子断ルル時ハ白山可絶、白山絶ル時ハ氏子可絶御誓ヒ有テ、最早自是帰ントノ玉フ、

これには、養老二年(718)に泰澄が臥・浄定行者と共に白山下山途中の河下りにて老翁に出会い、彼に社人所を授け、岩根社・西宮・夷三宮を建てたということ、そしてこの所を風嵐と名づけ、加州越前の者を以って氏子とし、氏子が断たれる時は白山が絶え、白山が断たれる時は氏子が絶えるとの誓願をしたということが記されている。なお「河下」の「河」

<sup>22</sup> 由谷『白山・石動修験の宗教民俗学的研究』(前掲)、小林「白山縁起と泰澄伝」(前掲)。



とは牛首川のことである。

このことから、風嵐村岩根社が「越前加賀」の氏子によって支えられた泰澄誓願の寺社であるとする由緒を有していたことがわかる。加賀・越前両国の氏子とは、具体的には越前加賀両国に跨る新禅定道に関わる村々の人々、すなわち牛首・風嵐村の人々を指すと考えられる。

この岩根社は、白山比咩神社所蔵本では、本宮付近に位置する寺社で、白山七社の一つに数えられていた。よって、浄光寺所蔵本の風嵐村の岩根社に関する記載は、風嵐村の岩根社を白山七社の一つに位置づけ、その岩根社の氏子の活動、つまり新加賀越前禅定道による牛首・風嵐村の社殿造営権を正当化しようとするものであったと考えられる。

これらの検討から、牛首・風嵐村側の「泰澄記」とは、加賀禅定道を正当化する貞観二年の「白山大権現縁起」を基礎としつつも、そこに記される「白山二十一社」中の「岩根社」を風嵐村のものに位置づけ、新加賀越前禅定道に属する岩根社氏子として自らを正当化しようとするものであったことが推測される。

### 3.2 尾添村側の「泰澄記」

天文相論時の本宮提出の「泰澄記」については、これまでの研究では、白山市尾口地区(尾添)密谷家本「泰澄和尚伝」、<sup>23</sup>あるいは尾添村蔵「鏡之巻」(原本所在不明)<sup>24</sup>に比定されている。

ただし、〈史料1・2〉では、「泰澄記」とあるだけで他に手がりはない。また、この「泰澄記」が尾添村のものなのか本宮のものなのかも判然としない。ただはっきりしているの

<sup>23</sup> 浅香「古代・中世」(尾口村史編纂専門委員会編『石川県尾口村史』3巻、前掲)。

<sup>24</sup> 小林「白山縁起と泰澄伝」(前掲)。

は、この「泰澄記」が尾添村と本宮が共有できる内容、旧来の加賀禪定道を正当化する内容を有するということである。

まず、密谷家本「泰澄和尚伝」について検討したい。この「泰澄和尚伝」は金沢文庫本や平泉寺本「泰澄和尚伝」と同系統の本である。金沢文庫本の奥書にこの縁起を著したという浄蔵貴所について「在生天徳元年(957)」と記されていることから、伝成立年代は天徳元年までであると信じられていたことがわかる。

この縁起の内容は白山開山泰澄の伝記と白山禪頂と下白山の寺社の諸神仏の垂迹・本地に関する記載から構成される。<sup>25</sup> 注目すべき特徴は、泰澄が越前阿生津生まれであること、そして、「越前国大野隈菅川東伊野原」の東の「林泉」(平泉寺地)にて白山の靈験を感得したことが記されていることである。これらのことから、「泰澄和尚伝」は越前禪定道側の縁起と位置付けられている。<sup>26</sup>

ただし、密谷家本では泰澄の神靈感得の場所「越前国大野隈菅川東伊野原」などに関する記載が欠損している。この欠損は尾添村が加賀禪定道に属するが故に、意図的になされたものと考えられる。

だが、このような意図を見出しても、密谷家本「泰澄和尚伝」を天文相論時の尾添村側の「泰澄記」に比定するのは難しいと思われる。なぜなら、この「泰澄和尚伝」は、越前禪定道を正当化する部分が削除されているものの、加賀禪定道を正当化する内容もほとんど見られないからである。この縁起は、加賀禪定道を正当化する縁起を作る際の参考として用いられたのではないか。

次に、「鏡ノ巻」について検討したい。この縁起は明暦元年(1655)、寛文六年(1666)、元禄十一年(1670)の尾添村と牛首・

<sup>25</sup> 小林「白山縁起と泰澄伝」(前掲)。

<sup>26</sup> 小林「白山縁起と泰澄伝」(前掲)。

風嵐村との禪頂社殿造営の相論にて、尾添村の証拠として重視されてきた縁起である。寛永十九年(1642)に加賀藩四代藩主前田光高によって「修理」のために御文庫に長く置かれ、明暦元年の相論では尾添村へ返却されず、元禄十一年の牛首・風嵐村との相論に際して、ようやく返却がかなったものである。同村はこれを相論の証拠として提出し、利運を勝ち取っている。

この「鏡ノ巻」は、養老年中の泰澄の自筆とされる縁起であり、その内容は「白山之縁起」として残っている(『白山争論記』<sup>27)</sup>)。先述した、元禄十二年本宮長吏澄恵の「白山大権現縁起」の a「白山之縁起」の部分にあたる。

おそらく、この「白山大権現縁起」は、尾添村が「白山之縁起」を用いて相論に勝利したことを契機に筆写されたと考える。原本の「白山大権現縁起」は、尾添村に返還された「白山之縁起」を含めて存在していたかもしれない。

この「鏡ノ巻」、つまり「白山之縁起」は、先述したように、加賀国医王山を泰澄の神靈感得の場とし、白山妙理大権現を加賀国の神仏とし、加賀禅定道を正当化する内容を有している。ただし、これをそのまま尾添村側の「泰澄記」に比定するわけにはいかない。というのは、「白山之縁起」の内容が、新しい加賀禅定道に拠る牛首・風嵐村にとっても都合のよいものであり、旧来の加賀禅定道だけを正当化する内容として不十分であるからである。

このことをふまえると、尾添村側の「泰澄記」は、「白山二十一社」を含む「白山大権現縁起」全体のそれと考えるべきであろう。というのは、先述したように「白山二十一社」の内、特に「中七社」には、尾添村の「加宝宮」を筆頭に、近隣村落の六社が並べられており、旧来の加賀禅定道だけを正

---

<sup>27</sup> 下出『白山史料集』上巻(前掲)。

当化する内容になっているからである。

この「白山大権現縁起」が天文相論時の「泰澄記」であるならば、尾添村自身が提出した縁起ということになり、この「泰澄記」も牛首・風嵐村のそれと同様、尾添村開村の由緒を表すものであったということになる。この「泰澄記」は、牛首・風嵐村のそれ同様、自らの權益を正当化するために恣意的に作成されたものであったことが推測される。おそらく「白山二十一社」の中七社「加宝宮」は、牛首・風嵐村にとっての岩根社のように、尾添村の者たちが氏子として集う場であり、彼らの禅頂社殿造営を正当化する機能を担っていたであろう。

#### 4 縁起の展開

ところで、近世に入ると、今まで見てきた由緒とは異なる新たな由緒が相論史料に登場するようになる。

それは、明暦元年の白山相論にて尾添村方の証拠として、「鏡ノ巻」とは別に加賀藩寺社奉行に提出された「系図」である。これに関連する史料三点を次に示す。〈史料5〉は明暦元年七月、尾添村百姓の「系図」などに関する言上を、加賀藩寺社奉行が書付けたものであり、<sup>28</sup>〈史料6〉は尾添村ほか「山内様子」に関して、仙蔵坊らの言上を加賀藩寺社奉行が聞取りしたものである。<sup>29</sup>〈史料7〉は元禄十年相論における尾添村の訴状控である。<sup>30</sup>これは〈史料5〉の補足として入れた。

〈史料5〉

<sup>28</sup> 「白山争論記」(下出『白山史料集』上巻、前掲)。

<sup>29</sup> 「白山争論記」(下出『白山史料集』上巻、前掲)。

<sup>30</sup> 尾口村蜜谷家所蔵「元禄十年白山争論に付尾添村訴状控」(下出『白山史料集』上巻、前掲)。

一、昔より尾添村之ものおもり別当ニ御付被為成義ハ、くわんむノ御代ニおもり別当に御付、其うえ杣取以下おも仕来候義ハ、此御代ニほとけ六たい御のほし被成候付、此代官ニそめとのきさきと申、ふゆミ・はるミとて、御子二人御座候、ちやくしハおもり別当ニ御付被成、則此けい図御座候、はるミハ下白山之神主ニ御付被成候御事

〈史料6〉

一、尾添村之者共、白山御もり別当ニ付候由来、(中略)、尾添村ニ藤氏かまたりヨリつけ候けいづ一巻有之、其内ニ見へ申旨申候へ共、此けいつ料紙新敷候ニ付而、相尋候へハ、此二十ヶ年以前迄ふるき系図有之处ニ、料紙そんじ候付而、書なをし置、いにしへノけいづハ無御座由申候、さ候へハ新敷けいづニ候ゆへ、証ニハ成申ましく候哉、然共諸氏大系図之内ニも可有之義ハ不存候、右系図上申候、此けいづ之紙面ニ御もり別当之先祖ミへ不申、かほうと有之候ハ尾添村之由申候、辻原村ハ今以能美郡之内ニ御座候事

〈史料7〉

一、(前略)、泰澄和尚白山開闢之後、染殿之后之御腹ニ冬桐・春桐と申式人之皇子御座候处ニ、御守別当冬桐者白山ニ御付、春桐ハ下白山之神主ニ御定、依之尾添村之儀、冬桐之皇子之御跡ヲ請次、権現御前之諸支配唯今迄仕来候、(後略)

これらの内容をまとめると、①「系図」が藤原鎌足(614～669)から付けられた系図であること、②二十一年前の寛永十一年(1634)まではその装丁が「ふるき系図」であったこと、③尾添村の者が「藤原鎌足」子孫、藤氏子孫であること、④

「桓武」天皇の治世下、(おそらく平安京鎮護の山として)天皇が「仏六体」(十一面観音など白山本地仏か)を白山に寄進した際、「代官」として白山に「染殿后」が下向したこと、⑤后には子が二人おり、この内、「嫡子」「ふゆミ(冬桐)」が白山禪頂社殿の「御守別当」、「はるミ(春桐)」が「下白山神主」となったこと、⑥「ふゆミ」の子孫が尾添村の者であり、「柚取」(すなわち禪頂社殿造営)に携わってきたことが記されている。

具体的にみていくと、①②にて、この「系図」が尾添村にて「鏡ノ巻」と同様に古い書物と考えられていたことがわかる。また③④⑤⑥にて、「系図」が、天皇から委ねられた白山「仏六体」の「代官」染殿后(清和天皇の母、文徳天皇の後。中世では色狂いによって地獄に落ちたとされる人物)の落胤、すなわち藤原氏の子孫が白山「御守別当」となって以降、落胤の子孫たる尾添村の者がその跡を代々継承し、「柚取」・禪頂社殿造営に携わってきたことを主張するものであったことがわかる。

この「系図」にみられるような、尾添村の人々が藤原氏の末裔と名乗り、下白山神主(本宮長吏か)の同族として白山別当を自称するようになるのは、いつ頃からなのであろうか。明確には示すことができないが、天文相論時にはその自覚が芽生えていたと考えられる。この相論は社殿造営をめぐる村々の自律的な衝突が発端となっており、山麓の村が史上初めて史料に登場する出来事である。本宮長吏から任された社殿造営を権利として主張したからこそ、村が相論の主体として現れたのだと考える。かかる状況において、自らを社殿造営に相応しい存在として位置づけるために藤原氏の子孫を称し、天皇の造立した仏像を守護する「御守別当」と名乗ることは何ら不思議なことではない。〈史料2〉にあるように社殿造営に伴う仏事は「可抽御祈禱精誠之旨」と幕府から求めら

れた国家事業でもあった。彼らはその事業に相応しい資格を求めて、自らを貴族の血を引く「御守別当」として位置づけたのである。これは戦国時代に、領主から徴税権や警察権を委任された惣村の百姓らが、自らを「王孫」と称していたことと同じ流れに属する事柄である。<sup>31</sup>

ただし、かかる尾添村の由緒は天文相論時には公的には主張されなかったものと思われる。奉行人たちが牛首・風嵐村の「泰澄記」にある風嵐村自体の社殿造営を認めなかったように、もし尾添村が「御守別当」を主張すれば、同じように謀書の咎を言い立てられていたかもしれないからである。よって、尾添村の藤原氏子孫としての「御守別当」の由緒は、近世に入り、本宮からの社殿造営権の委任が定着した段階で「系図」という形で公にされたものとする。

一方、尾添村と対立する牛首・風嵐村も元禄期に入ると、自ら「社家神主」を称し、泰澄との様々な由縁を主張するようになる。<sup>32</sup>尾添村と同じ事情が想定される。なお、牛首・風嵐村が尾添村のように相論史料に藤原氏子孫を称していた証跡は確認できないが、幕末の牛首村林西寺(白山市白峰地区)にのこる史料によると、「藤原仲麻呂」(恵美押勝)の子孫を称していたことが知られる。おそらく、その始まりは、尾添村が染殿后の子孫を称する時期には遡れよう。<sup>33</sup>

## 5 おわりに

本稿では、中世後期の加賀国白山麓山内における白山禅定道登山口の村々—尾添村と牛首・風嵐村—にかかわる由緒を

---

<sup>31</sup> 永井隆之『戦国時代の百姓思想』(東北大学出版会、2007年)、永井隆之「近江国延暦寺領堅田荘の王孫意識」(吉原浩人、王勇編『海を渡る天台文化』勉誠出版社、2008年)など。

<sup>32</sup> 元禄十一年七月「尾添村与出入仕候返事之写」(『林西寺文書』『白峰村史』下、前掲)。

<sup>33</sup> 『林西寺文書』(『白峰村史』下、前掲)。

復元した。その手かがりは、参銭収入を正当化する禅頂社殿造営をめぐって争った尾添村と牛首・風嵐村とが幕府法廷で提出した「泰澄記」である。この縁起の具体相を明らかにするために、それぞれの村が抛る禅定道の性格について検討し、そこで得られた知見に基づき、現在まで伝わる白山信仰の縁起類にそれぞれの禅定道を正当化する言説を見出す、という作業を行った。

まず、牛首・風嵐村の抛る禅定道が、人・物の頻繁な往来に支えられた街道をもとに発展した、越前・加賀両国を結ぶ新たな参拝道（新加賀越前禅定道）であったことを明らかにし、これ故に旧来の加賀禅定道に抛る尾添村と禅頂社殿造営権を争うことになったことを示した。

このことをふまえて、次のようにそれぞれの村の「泰澄記」の具体相を明らかにした。

①まず、牛首・風嵐村側の「泰澄記」とは、加賀禅定道を正当化する貞観二年の「白山大権現縁起」を基礎としつつも、それを構成する「白山二十一社」を、旧来の加賀禅定道を正当化する尾添村の加宝宮を含むものではなく、二十一社中の「岩根社」を風嵐村のそれに位置づけ、新加賀越前禅定道に属する岩根社氏子として自らを正当化しようとするものであった。

②一方、尾添村側の「泰澄記」とは、尾添村所蔵本「鏡ノ巻」（「白山之縁起」）と、「白山二十一社」から構成される「白山大権現縁起」に相当し、旧来の加賀禅定道を正当化しようとするものであった。

かかる縁起を用いて、それぞれの村は、自らの属する禅定道と禅頂社殿造営権を正当化し、また自らの起源を示す由緒としたのである。村の由緒を表すこれら縁起は、もともとは禅定道を管理する本宮や平泉寺などの寺社が作成したものであったが、村が寺社の社殿造営を肩代わりすることを通じて、



自らのものとしたと考えられる。

また、牛首・風嵐村が、敵対する旧加賀禅定道を正当化する縁起を改作して新たな縁起を作り上げていたという点で、村の由緒が寺社の縁起からの影響だけでなく、近隣の村のそれからも影響を受けていたことがわかった。

さて、本稿では、天文相論に反映されなかった別の由緒の存在についても明らかにした。尾添村では、藤原氏(染殿后)の子孫にして禅頂社殿の「御守別当」あるという由緒が見られ、牛首・風嵐村でもこれに対抗するかのよう、藤原氏(藤原仲麻呂)の子孫にして「社家神主」であるという由緒が見られた。これらの由緒は、村が寺社の縁起を受容し、利用するに留まらない、これまでとは異なる大胆な解釈の結果、生み出されたものであった。この解釈の「飛躍」は、村が寺社の本所から社殿造営を委任されたことによって生じた、村人たちの国家祭祀の担い手としての自覚と決意の賜物であった。この由緒が近世で全面展開していくわけだが、それがその後どうなるのか、近代に入り、白山の廃仏毀釈などとうかがかわるのかについては、また別の機会に譲りたい。

## 参考文献

浅香年木 「古代・中世」、尾口村史編纂専門委員会編『石川県尾口村史』3巻、1981年。

浅香年木・黒田俊雄 「古代中世文献史料」、尾口村史編纂専門委員会編『石川県尾口村史』1巻、1987年。

井上鋭夫 「古代・中世」、鳥越村史編纂委員会編『石川県鳥越村史』、1972年。

小林一蓁 「白山縁起と泰澄伝」、『行動と文化』5号、1984年。

下出積與 「白山相論」、白峰村史編纂委員会編『白峰村史』上巻、1961年。

- 下出積與 『白山史料集』上巻、1979年。
- 下出積與 『白山の歴史』、北國新聞社、1999年。
- 下出積與・若林喜三郎 「古文書選集」、白峰村史編集委員会編『白峰村史』下巻、1959年。
- 永井隆之 「文明六年・長享二年加賀一向一揆における白山本宮と山内衆」、『加能史料研究』16号、2004年。
- 永井隆之 「加賀白山麓山内の一向一揆」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』下、高志書院、2005年。
- 永井隆之 「延徳三年十月十一日 白山本宮襲撃事件 一白山麓河内荘地頭結城氏の意図一」、加能地域史研究会編『歴史と人』、2008年
- 由谷裕哉 『白山・石動修験の宗教民俗学的研究』、岩田書院、1994年。
- 吉野谷村教育委員会 『祇陀寺の歴史』、1994年。
- 吉野谷村史編纂専門委員会 『吉野谷村史』史料編・前近代、2000年。
- 吉野谷村史編纂専門委員会 『吉野谷村史』通史編、2003年。

# 付図

